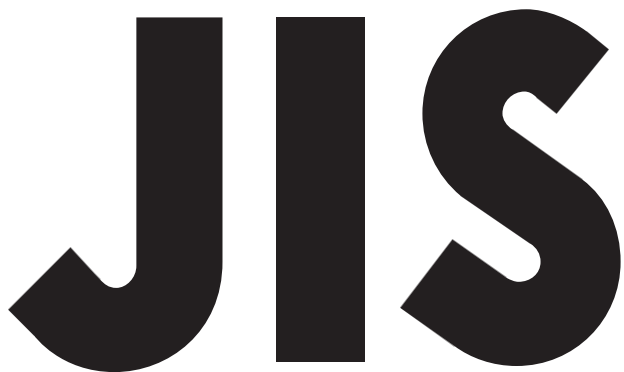




工業用プラグ，固定形又は可搬形コンセント 及び機器用インレット

JIS C 8285 : 2025

令和 7 年 4 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊 田 亜紀子	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	岡 田 香 織	一般財団法人日本消費者協会
	上参郷 龍 哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	清 水 洋 隆	一般社団法人電気設備学会
	高 尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	田 原 房 枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	松 木 隆 典	電気事業連合会
	本 吉 高 行	一般社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 22.2.22 改正：令和 7.4.21

官 報 掲 載 日：令和 7.4.21

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	4
4 総則	11
5 標準定格	12
6 アクセサリの区分	12
7 表示	13
8 寸法	17
9 感電に対する保護	17
10 接地接続	20
11 端子及び終端	21
12 インターロック	38
13 ゴム及び熱可塑性材料の耐劣化性	39
14 構造	39
15 固定形コンセントの構造	40
16 プラグ及び可搬形コンセントの構造	41
17 機器用インレットの構造	43
18 保護等級	43
19 絶縁抵抗及び耐電圧	44
20 開閉容量	45
21 通常操作	48
22 温度上昇	49
23 可とう電線及びその接続	51
24 機械的強度	56
25 ねじ、通電部及び接続部	62
26 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離	65
27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	67
28 耐食性	68
29 条件付き短絡電流試験	69
30 電磁両立性	73
附属書 A（規定）試験器の指針及び説明	75
参考文献	82
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	83
解 説	86

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8285:2018** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

工業用プラグ，固定形又は可搬形コンセント及び 機器用インレット

Plugs, fixed or portable socket-outlets and appliance inlets for
industrial purposes

序文

この規格は，2021 年に第 5 版として発行された **IEC 60309-1** を基に，日本の配電事情などを考慮し，技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお，この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は，対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて，**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は，定格動作電圧が直流 1 000 V 又は 500 Hz 以下の交流 1 000 V 以下で，定格電流が 800 A 以下の，主として，屋内又は屋外の工業用のプラグ，固定形又は可搬形コンセント，及び機器用インレット（以下，アクセサリと総称する。）について規定する。

これらのアクセサリは，熟練者又は技能者だけが取り扱うことを意図している。

推奨する定格の一覧（**箇条 5** 参照）は，その他の定格を除外するものではない。

この規格は，周囲温度が通常 $-25\text{ }^{\circ}\text{C}$ ～ $+40\text{ }^{\circ}\text{C}$ の範囲内で使用するためのアクセサリに適用する。これらのアクセサリは，銅又は銅合金の電線だけに接続することを意図している。

この規格は，ねじなし端子又は絶縁貫通端子が付いたアクセサリの場合，定格電流が 32 A 以下のものに適用する。

建築現場並びに農業，商業及び家庭でのこれらのアクセサリの使用は排除していない。

この規格は，電気機器に組み込む又は固定する，固定形コンセント又は機器用インレットにも適用する。

この規格は，特別低電圧設備で使用するよう意図したアクセサリにも適用する。

この規格は，主として家庭用及びこれに類する用途のアクセサリには適用しない。

この規格は，単極のアクセサリには適用しない。

例えば，船舶又は爆発が生じるおそれがある場所などの，特別な雰囲気の場合には，追加の要求事項が必要となる場合がある。